

# 管 理 規 定

社会福祉法人 再生会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人再生会が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づいて設置する施設（以下「施設」という。）の運営管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 施設は、法の基本理念に基づき入所児童（以下、「児童」という。）の処遇に万全を期するものとする。

(定義)

第3条 この規定で児童は、法第27条第1項第3号の規定に基づいて、措置の実施機関（以下、「児童相談所」という。）の長から委託を受けた児童をいう。

## 第2章 職員及び職務

(職員の区分)

第4条 施設に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 事務員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 心理療法担当職員
- (6) 職業指導員
- (7) 看護師
- (8) 栄養士
- (9) 調理員
- (10) 嘱託医

(職務)

第5条 職員は、別に定める職種別事務分掌に基づき職務に従事するものとする。

### 第3章 入所及び退所

#### (入 所)

第6条 施設への入所は、児童相談所長からの措置通知書による委託により行う。

- 2 前項の委託は、定員を満たしているなど、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

#### (退 所)

第7条 施設からの退所は、児童相談所からの措置解除通知書により退所を行う。

- 2 前項のほか、中学校及び高等学校、または専門学校等の卒業時に、就職又は家庭引取りにより退所させる場合は、速やかに児童の変動届書を児童相談所長に提出し、措置解除の手続きをしなければならない。

#### (措置の延長)

第8条 園長は、第7条第2項に該当する場合でも、特に必要と認めた児童の場合、児童相談所長に対し、措置の延長を提案することができる。

### 第4章 処遇

#### (処遇方針)

第9条 児童の処遇に当たっては、処遇方針及び児童の家庭生活歴並びに性格等の調査に基づいた個別の生活指導の方針をたてるとともに、常に心身の状況を把握し、明るい環境のもとに健康で健全な心身の発達に努めなければならない。

#### (日 課)

第10条 園長は、児童の規律ある生活を行うため日課を定め、励行されるものとする。ただし、児童の生活に支障のないよう配慮すること。

#### (生活指導等)

第11条 園長及び担当職員は、児童が日常生活の習慣を確立し、社会の一員としての自立を図るために、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活面の指導をしなければならない。

- 2 園長及び担当職員は、児童の社会性の向上を図るため、児童の自主性を尊重して自主活動及びクラブ活動等を助長するよう配慮しなければならない。
- 3 園長及び担当職員は、児童の学習指導に当たっては、環境作りに配慮するとともに、児童の在籍する学校と十分な連携を図るものとする。

(余暇指導)

第12条 園長及び担当職員は、児童に対して常に余暇を有意義なものとする習慣を養わせるよう努めるとともに、読書、音楽等の娯楽のための設備の充実を図るとともに、運動競技、レクリエーション、行事等を適宜実施し、健全で文化的な生活の維持と向上に努めなければならない。

(給食)

第13条 園長は、児童に原則として1日3回給食するものとする。

2 給食は、変化に富み、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理に当たっては、児童の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失を避け、消化吸收の良いものにするよう努めなければならない。

3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品数及び数量の記録しておかなければならない。

(健康管理)

第14条 園長は、嘱託医及び関係する医師をして、常に児童の健康に留意させ、年2回以上の健康診断を行い、その結果を記録するものとする。

2 児童が負傷又は軽度の疾病にかかった時は、その治療のため適切な措置を講じるとともに、必要に応じて静養室にて静養させるものとする。ただし、施設内の医療的処置を行うことができない場合は、委託を受けた措置の実施機関又は関係機関に連絡し、必要な措置を講ずること。

3 施設の給食調理業務に従事するものは、毎月1回以上の検便を受けなければならない。

(衛生管理)

第15条 園長は、児童及び施設の衛生管理のため、次の各号を実施しなければならない。

- (1) 衛生知識の普及指導及び生活習慣の改善指導
- (2) 月1回以上の大掃除
- (3) 月1回以上の消毒
- (4) 週3回以上の入浴
- (5) 月1回以上の理髪

(冷暖房設備)

第16条 冷暖房設備の使用については、別に定める使用要領によって行う。

## 第5章 規 律

(外出及び外泊)

第17条 児童の保護者が、外出又は外泊を願い出る時は、その都度、外出先あるいは外泊先、施設への帰着する予定日時等を園長に届出て、その承認を得なければならない。

(面 会)

第18条 児童に親族等の外来者が面会しようとする時は、その旨を園長に届出て、あらかじめ指定された場所において面会するものとする。

## 第6章 雑 則

(非常災害対策)

第19条 園長は、別に定める防火管理規定に基づき、非常災害その他の急迫の事態に備えるため、少なくとも月1回以上児童及び職員の消防避難訓練を行うものとする。

(改 正)

第20条 この規定を改正し、または廃止する時は、社会福祉法人再生会理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日 一部改正

3 平成28年4月1日 一部改正

4 この規定は、令和6年2月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。